

特定非営利活動法人量子化学研究協会研究所における研究活動上の不正行為の防止と
それが起こった場合の対応に関する規程

平成27年11月26日
(改訂 平成28年12月8日)
量子化学研究協会研究所

(目的)

第1条 この規程は、文部科学省の「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」(平成26年8月26日)に沿って、特定非営利活動法人量子化学研究協会(以下「協会」という。)研究所(以下「研究所」という。)における研究活動上の不正行為の防止に必要な事項、及び、不正行為が行われ又はそのおそれがある場合に厳正かつ適切に対応するために必要な事項、を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において、「研究者等」とは、研究所に所属し、研究活動を行う全ての者をいう。

2 この規程において、「研究活動上の不正行為」(以下「不正行為」という。)とは、研究活動における次の行為をいう。ただし、故意又は研究者としてわきまえるべき基本的な注意義務を著しく怠ったことによるものに限る。

- (1) ねつ造 存在しないデータ、研究結果等を作成すること。
- (2) 改ざん 研究資料・機器・過程を変更する操作を行い、データ、研究活動によって得られた結果等を真正でないものに加工すること。
- (3) 盗用 他の研究者のアイディア、分析・解析方法、データ、研究結果、論文又は用語を当該研究者の了解又は適切な表示なく流用すること。
- (4) 二重投稿 他の学術誌等に既発表又は投稿中の論文と本質的に同じ論文を投稿すること。
- (5) 不適切なオーサiership 当該の研究を行った者が適正に公表されないこと。

不正行為の防止

(研究倫理教育責任者)

第3条 研究所長は「研究倫理教育責任者」として、研究所における不正行為の防止に務めなければならない。

(研究倫理教育責任者の責務)

第4条 研究倫理教育責任者は、研究所内における研究倫理教育を実施し、公正な研究活動を推進しなければならない。

2 研究倫理教育責任者は、研究者等が研究データを10年間保存し必要な場合に開示できる体制を整備しなければならない。

(研究者等の責務)

- 第5条 研究者等は、本研究所行動規範にある通り、高い倫理性及び自己規律を保持し、研究データの客観的再現性を確認するなど、公正な研究活動を行われなければならない。
- 2 研究者等の研究内容は、研究ノート等を付けるという形で保存し、研究所長を通じて研究ノート等の開示を求められたときは応じなければならない。
 - 3 研究者等は、研究倫理教育責任者の指導に従うとともに、第10条及び11条に定める調査に協力しなければならない。
 - 4 研究者等は、行動規範及び関連規程の遵守、研究所が実施する研究倫理教育の受講、研究データの10年間保存、及び必要に応じて研究データの開示を行われなければならない。

不正行為に関する告発の受付体制

(受付窓口の設置)

- 第6条 協会及び研究所に、研究所内の不正行為に係る研究所内外からの相談や告発に適切に対応するため受付窓口を置く。
- 2 協会に設置する受付窓口の責任者は協会監事とする。
 - 3 研究所に設置する受付窓口の責任者は研究所長とする。

(受付の取扱)

- 第7条 不正行為に関する受付の方法は、原則として書面、電話、FAX、電子メール、若しくは面談によるものとする。
- 2 受付窓口の責任者は、別紙様式の「不正行為に関する申立書」(以下、申立書)を作成し、協会理事長、監事及び研究所長に報告する。
 - 3 告発には、被告発者名や事案の内容が明示され、かつ不正行為の疑いがあるとする科学的合理性のある根拠が示されなければならない。科学的合理性のある根拠がないものは告発とは見做されない。
 - 4 前3項の規定は、匿名による告発においても、これを準用する。
 - 5 告発の意思を明示しない相談については、その内容に応じ、告発に準じてその内容を確認・精査し、相当の理由があると認めた場合は、相談者に対して告発の意思があるか否かを確認する。
 - 6 不正行為が行われようとしている、又は、不正行為を求められているという未然の相談については、その内容を確認・精査し、相当の理由があると認めた時は、当該事案の対象者に警告を行う。
 - 7 受付を行うものは、自己との利害関係を持つ事案に関与しないようにしなければならない。受け付けた事案に自己と利害関係があると判断した場合、第6条に定める二つの受付窓口のうち、他のもう一つの受付窓口に受付を依頼する。
 - 8 受付窓口を経ず、報道、学会等の科学コミュニティ、インターネット等の公けのメディアにより不正行為が指摘された者が研究所に所属する場合は、相談・告発があった場合に準じた取り扱いをする。ただし、不正行為の疑いのある研究者、不正行為の形態等、事案の内容が明示され、かつ不正とする科学的な合理性のある理由が示されている場合に限り、研究所長

が告発に準じた申立書を作成し協会理事長及び監事に報告する。

(秘密保持)

- 第8条 受付窓口は、不正行為に関する告発を受け付ける場合、告発者が特定されないよう秘密を守るため、個室で面談を実施するなど、適切な措置を講じなければならない。
- 2 受付窓口へ寄せられた不正行為に関する相談や告発を知る立場にある者は、相談者、告発者、被告発者、相談・告発内容及び調査内容について、相談者、告発者及び被告発者の意に反して調査関係者以外に漏えいしないよう、秘密保持を徹底しなければならない。

(告発者・被告発者の保護等)

- 第9条 協会及び研究所は、悪意に基づく告発を防止するため、告発は原則として顕名によるもののみ受け付けることとする。
- 2 第10条及び第11条に規定する予備調査委員会または調査委員会は、告発者に調査協力を求める場合がある。
- 3 調査の結果、悪意に基づく告発であったことが判明した場合は、告発者の氏名の公表や懲戒処分又は刑事告発を行う場合がある。
- 4 協会及び研究所は、悪意に基づく告発であることが判明しない限り、単に告発したことを理由に告発者に対し、解雇、降格、減給その他不利益な取扱いを行ってはならない。
- 5 協会及び研究所は、相当な理由なしに、単に相談や告発されたことのみをもって、被告発者の研究活動の部分的又は全面的な禁止、また被告発者に対する解雇、降格、減給その他不利益な取扱いを行ってはならない。

不正行為に関する告発への対応

(予備調査)

- 第10条 第7条に規定する告発を受けたときは、研究所長は調査委員長を選任し、速やかに予備調査委員会の開催を求める。
- 2 予備調査委員会の構成は次に掲げる者とし、調査委員長が選任する。ただし、公正かつ透明性の確保の観点から、当該告発者及び被告発者と直接の利害関係を有しないものでなければならない。
- (1) 調査委員長
 - (2) 研究所部門長
 - (3) 研究所に属さない協会理事、監事
 - (4) その他調査委員長が指名する者
- 3 予備調査委員会は、データの客観的再現性など告発内容の合理性を確認し、告発の時から概ね60日以内に、本調査の要否を判断しなければならない。
- 4 本調査を行わないことを決定した場合、その旨を理由とともに告発者に通知し、また、予備調査に係る資料等を保存し、その事案に係る研究費の配分機関及び告発者の求めに応じ開示するものとする。

(本調査)

- 第11条 研究所長は、第10条第3項の規定により、予備調査委員会が、本調査が必要であると判断したときは、協会理事長に報告する。
- 2 本調査を行う場合、協会理事長は、理事及び監事と連携し、調査委員長を選任する。協会理事長、理事、監事、調査委員長は連携して、本調査に係る調査委員会を設置し、その委員を選任する。
 - 3 調査委員会の構成は次に掲げる者とし、外部有識者を半数以上含むものとする。ただし、公正かつ透明性の確保の観点から、当該告発者及び被告発者と直接の利害関係を有しないものでなければならない。
 - (1) 調査委員長
 - (2) 告発された当該事案に関係する部門長
 - (3) 研究所に属さない者
 - (4) その他、調査委員長が指名する者
 - 4 調査委員長の氏名や所属は、告発者及び被告発者に示すことができる。
 - 5 本調査を行う場合、当該事案に係る研究費の配分機関及び文部科学省にその旨を報告しなければならない。
 - 6 本調査の実施が決定された場合、45日以内に本調査が開始されなければならない。
 - 7 本調査においては、被告発者に、書面又は口頭により、データの客観的再現性の有無など、弁明の機会を与えなければならない。
 - 8 本調査においては、告発者に、書面又は口頭により、データの客観的再現性の有無など、告発の理由を陳述する機会を与えることもある。
 - 9 調査委員会は、告発された事案に係る研究活動に関して、関係資料等の隠滅が行われるおそれのある場合には、関係資料等の保全を行うことができる。
 - 10 前項の措置をとる場合には、調査委員会は事前に研究所長の承諾を得るものとする。
 - 11 調査委員会は、調査の実施にあたっては、調査対象にかかわる公表前のデータ等秘密とすべき情報が、調査の遂行上必要な範囲外に漏えいすることのないよう、十分に配慮しなければならない。

(認定)

- 第12条 調査委員会は調査の開始後概ね150日以内に次の各号に掲げる事項の認定を行うとともに、調査結果を研究所長と協会理事長に報告する。
- (1) 不正行為が行われたか否か
 - (2) 不正行為が行われたと認定するとき、その内容、不正行為に関与した者とその関与の度合い、不正行為と認定された研究活動に係る論文等の各著者の当該論文等当該研究活動における役割
 - (3) 研究活動における不正行為が行われていないと認定するときは、併せて告発が悪意に基づくものか否か

- 2 調査委員会は、被告発者の自認を唯一の証拠とせず、データの客観的再現性など、物的・科学的証拠、証言、被告発者の自認等の諸証拠を総合的に判断して、不正行為の認定を行うものとする。
- 3 調査委員会は、不正行為が行われていなかったと認定する場合、調査を通じて告発が告発者の悪意に基づくものであったと認定するに当たっては、告発者に対して書面又は口頭による弁明の機会を与えなければならない。

(調査結果の通知の方法)

第13条 協会理事長は、第12条の規定による不正行為の調査結果の報告を受けたとき、告発者、被告発者、被告発者が研究所以外の機関にも所属している場合はその所属機関、及びその事案に係る研究費の配分機関及び文部科学省に、当該調査結果を通知するものとする。

(不服申立)

- 第14条 前条の通知を受けた被告発者、又は告発が悪意に基づくものであると認定された告発者（被告発者の不服申し立てに係る再調査により判定された場合も含む。）は、当該通知を受けた日から30日以内に、協会理事長に不服申し立てを一度限りすることができる。
- 2 協会理事長は、不服申し立てがあった場合、その旨を、告発者、被告発者、被告発者が研究所以外の機関にも所属している場合はその所属機関、及びその事案に係る研究費の配分機関及び文部科学省に通知しなければならない。

(不服申立の審査及び再調査)

- 第15条 前条第1項の不服申し立てを受けたとき、不服申し立ての審査は調査委員会が行うものとする。ただし、不服申し立ての趣旨が、調査委員会の構成、調査の専門性、又はその公正性に係るものである場合、新たに専門性を要する判断が必要となるものである場合、若しくは協会理事長が必要と認める場合、協会理事長は、当該調査委員の交代又は追加、若しくは新たな調査委員会を設置するものとする。
- 2 調査委員会は、不服申し立ての審査において、不服申し立ての主旨及び理由を勘案し、当該事案の再調査を行うべきか否かを速やかに審査し、その結果を速やかに協会理事長と研究所長に報告する。
 - 3 協会理事長は、前項の報告を受けた後、速やかに再調査を行うか否かを決定し、告発者、被告発者、被告発者が研究所以外の機関にも所属している場合はその所属機関、及びその事案に係る研究費の配分機関及び文部科学省に通知する。
 - 4 協会理事長は、再調査を行うことを決定した場合、調査委員会に再調査を指示する。
 - 5 調査委員会は、再調査を開始した場合、当該不服申し立てを受けた日から概ね50日以内に第12条の調査結果を翻すか否かを決定し、再調査の結果を協会理事長と研究所長に報告する。
 - 6 第5項の調査結果の通知は、第13条の規定に準じて行うものとする。

(調査結果の公表)

第16条 協会理事長は、不正行為が行われた旨の報告を受けた場合、次の事項を公表するものとする。

- (1) 不正行為に関与した者の所属及び氏名
 - (2) 不正行為の内容
 - (3) 協会理事長、研究所長又は調査委員会が公表時までに行った措置の内容
 - (4) 調査委員会委員の所属及び氏名
 - (5) 調査の方法、手順
 - (6) その他、協会理事長が必要と認める事項
- 2 協会理事長は、調査結果の報告において、不正行為が行われていない旨の報告を受けた場合、原則として、調査結果等の公表は行わないものとする。ただし、調査事案が外部に漏れいしていた場合及び論文等に故意によるものでない誤りがあった場合は、調査結果を公表する。
- 3 協会理事長は、調査結果の報告において、当該告発等が悪意によるものである旨の報告を受けた場合、告発者の所属及び氏名を公表する。

(調査中の一時的措置)

第17条 研究所長は、予備調査または本調査を行うことが決まった後、予備調査委員会または調査委員会の調査結果の報告を受けるまでの間、当該研究に係る研究費の一部又は全部について執行を停止することができる。

(認定後の措置)

- 第18条 研究所長は、調査結果の報告において、不正行為が行われた旨の報告を受けた場合、当該研究に係る研究費の使用の中止を命ずるとともに、研究所に所属する被告発者について、必要な処分を行う。
- 2 研究所長は、調査結果の報告において、不正行為が行われた旨の報告を受けた場合、当該研究に係る研究費の一部又は全部について、研究費の配分機関等に返還したときは、被告発者に対し求償することができる。
 - 3 研究所長は、調査結果の報告において、不正行為が行われた旨の報告を受けた場合、不正行為が認定された論文等の取り下げを勧告する。
 - 4 研究所長は、調査結果の報告において、不正行為が行われていなかった旨の報告を受けた場合、第17条に規定した研究費の執行停止を解除するものとする。また、第11条第9項の関係資料の保全の措置についても同様とする。
 - 5 調査委員会は、不正行為が行われていなかったと判定した旨を、委員会の構成員、その他この規程に基づき不正行為の調査等に携わった者等の調査関係者に対し、周知する事とする。
 - 6 協会理事長及び研究所長は、不正行為が行われていなかったと判定された者の名誉回復その他の措置、及び不利益が生じないための措置を講じることとする。
 - 7 研究所に勤務する告発者について、告発が悪意に基づくものであることが認定された場合は、研究所長は、就業規則その他関係規程等に従い必要な処分を行う。

(守秘義務)

第19条 調査委員会の構成員、その他この規程に基づき不正行為の調査等に携わった者は、その職務に関し知り得た秘密を漏らしてはならない。

(調査への協力)

第20条 研究所の構成員は、調査委員会から調査の協力を依頼された場合は、調査に協力しなければならない。

(他機関の調査への協力)

第21条 他機関で告発され、告発された事案に係る研究活動が研究所で行われていた場合、研究所長は、他機関の調査委員会の要請に応じ、告発された事案に係る研究活動に関して、証拠となるような関係資料等の保全を行うことができる。

(特例)

第22条 研究所長が被告発者になった場合は、協会理事会で、上記に準ずる対応をする。

不正行為に関する申立書

(本書類は告発(相談)者、被告発者に有形・無形の不利益をもたらす危険があると判断されるため、特に取り扱いに注意する事。)

1. 告発(相談)者 氏名： 所属： 職名： 住所： 電話番号： 電子メール：
2. 告発・相談の方法 (書面、電話、FAX、電子メール、面談)
3. 不正行為の疑いのある対象者 氏名： 所属・職名：
4. 告発の意思
5. 不正行為の疑いのある具体的内容 (第2条で規定される疑いのある不正行為の種類(ねつ造、改ざん、など)、具体的内容、それが発表された論文、及びそれを不正とする科学的合理的根拠等を記入してください。)
6. 証拠資料
7. その研究に用いた資金の種類
8. その他、参考となる事項

窓口担当者記入欄

受付日： 年 月 日

受付機関名：

窓口担当者氏名：

窓口電話連絡先：